

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	個人住民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長柄町は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長柄町長

公表日

令和7年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>■業務全体概要■</p> <p>【課税準備事務】</p> <p>①住民基本台帳情報及び住登外登録情報等から賦課期日時点での個人基本情報の現況把握及び整理の実施</p> <p>②申告が必要な者に対し住民税申告書等課税資料の提出依頼及び通知を実施する。</p> <p>【課税資料の受付受領及び回送・賦課事務】</p> <p>①給与支払報告書、住民税申告書、確定申告書等法定資料、公的年金等支払報告書の受付及び受領に関する事務を実施する。(紙、電子媒体、eLTAX、サービス検索・電子申請機能)</p> <p>②本来の課税地である他市区町村への賦課関係資料の提供及び回送に関する事務を実施する。</p> <p>③地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、企業・日本年金機構から提出された支払報告書を元に住民税額を計算し賦課する。また、当初賦課決定後に、賦課内容に更正が生じた場合、更正後の賦課決定内容を通知する。</p> <p>【証明書等交付事務】</p> <p>住民等からの申請に基づき、住民税情報から課税所得等証明書・課税(非課税)証明書・住民税決定証明書・所得証明書を発行する。</p> <p>【調査事務】</p> <p>扶養等内容調査の実施、また調査後、賦課決定内容に更正が発生する場合、必要に応じ更正後の内容について税務署に通知をする。</p> <p>【特定個人情報を使用して実施する主な事務】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と表記)第9条第1項及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令による、個人番号の取得及び利用(本人確認・真正性確認)及び特定個人情報の照会及び提供(中間サーバーを介しての利用)に関する事務を実施する。</p>
③システムの名称	個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、申告受付システム、eLTAXシステム、国税連携システム、データ連携システム、共通宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、バックアップシステム、マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項及び別表24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 実施する</p> <p style="text-align: right;">2) 実施しない</p> <p style="text-align: right;">3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項)</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(48の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務住民課
②所属長の役職名	税務住民課長

6. 他の評価実施機関	
総務省, 地方公共団体情報システム機構, 地方税共同機構	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	長柄町役場総務課 千葉県長生郡長柄町桜谷712番地 0475-35-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	長柄町役場総務課 千葉県長生郡長柄町桜谷712番地 0475-35-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務における横断的なガイドラインに従い、個人住民税の賦課関係事務では、下記の局面で特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する場合も想定され、いずれの局面においても、複数人での確認、または上長の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係書類に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある関係書類(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された関係書類の廃棄等

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [<input checked="" type="radio"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> <div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: right;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">9) 従業員に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div>
判断の根拠	<p>申請時の本人確認及び真正性確認を徹底しており、システムにおいても不正利用及び漏洩等リスク対策に備えるため、利用状況確認のためのログ管理や必要項目のみ入力できる仕様であり、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を設定している。</p> <p>また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を指導しており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、リスクへの対策は「十分である」と考える。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第1項第7号 別表第二(第…	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第1項第8号 別表第二(第…	事前	
令和4年3月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第1項第7号 別表第二の…	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第1項第8号 別表第二の…	事前	
令和6年7月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和4年2月1日 時点	2024/7/1	事後	
令和6年7月26日	IIしきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和4年2月1日 時点	2024/7/1	事後	
令和7年7月1日	1. 特定個人情報をファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、企業・日本年金機構から提出された支払報告書を元に住民税額を計算し賦課する。住民からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。	<p>■業務全体概要■</p> <p>【課税準備事務】</p> <p>①住民基本台帳情報及び住外登録情報等から賦課期日時点での個人基本情報の現況把握及び整理の実施</p> <p>②申告が必要な者に対し住民税申告書等課税資料の提出依頼及び通知を実施する。</p> <p>【課税資料の受付受領及び回送・賦課事務】</p> <p>①給与支払報告書、住民税申告書、確定申告書等法定資料、公的年金等支払報告書の受付及び受領に関する事務を実施する。(紙、電子媒体、eTAX、サービス検索・電子申請機能)</p> <p>②本来の課税地である他市区町村への賦課関係資料の提供及び回送に関する事務を実施する。</p> <p>③地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、企業・日本年金機構から提出された支払報告書を元に住民税額を計算し賦課する。また、当初賦課決定後に、賦課内容に更正が生じた場合、更正後の賦課決定内容を通ずる。</p> <p>【証明書等交付事務】</p> <p>住民等からの申請に基づき、住民税情報から課税所得等証明書・課税(非課税)証明書・住民税決定証明書・所得証明書を発行する。</p> <p>【調査事務】</p> <p>扶養等内容調査の実施、また調査後、賦課決定内容に更正が発生する場合、必要に応じ更正後の内容について事務者に通知をする。</p> <p>【特定個人情報を使用して実施する主な事務】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と表記)第9条第1項及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令による、個人番号の取得及び利用(本人確認・真正性確認)及び特定個人情報の照会及び提供(中間サーバーを介しての利用)に関する事務を実施する。</p>	事後	
令和7年7月1日	1. 特定個人情報をファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、申告受付システム、eLTAシステム、国税連携システム、データ連携システム、共通宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、バックアップシステム	個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、申告受付システム、eLTAシステム、国税連携システム、データ連携システム、共通宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、バックアップシステム、マイナンバーポータル(サービス検索・電子申請機能)	事後	
令和7年7月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・番号法第9条第1項及び別表24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第1項第8号 別表第二(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条(2号, 4号, 5号, 6号, 8号, 9号, 10号, 11号, 12号), 第3条(4号, 5号, 7号, 9号, 10号, 11号, 12号), 第4条(2号), 第6条(3号, 4号, 5号, 6号, 8号, 9号, 10号, 11号), 第7条(1号, 2号), 第10条(1号), 第12条(3号, 5号), 第13条(1号, 2号), 第19条(1号), 第20条(1号, 3号, 8号), 第21条(6号), 第22条(1号), 第23条(1号), 第25条(1号, 2号, 3号, 6号, 7号, 12号, 13号, 14号, 15号, 16号), 第28条(1号), 第31条(1号), 第34条(1号, 2号), 第35条(3号), 第36条(1号, 2号), 第38条(1号), 第40条(1号, 2号), 第43条(1号, 2号, 3号, 5号, 8号, 9号, 10号, 11号), 第44条(1号), 第47条1項(2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 7号, 10号, 11号), 第49条(1号, 2号), 第50条(2号, 3号, 4号, 5号), 第51条(4号, 7号, 13号), 第54条(1号), 第55条(1号, 3号, 4号), 第58条(1号, 2号), 第59条(1号) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第1項第8号 別表第二の27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条(1号, 2号, 3号, 4号)	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項) 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(48の項)	事後	
令和7年7月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和6年7月1日 時点	令和7年6月2日 時点	事後	
令和7年7月1日	IIしきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和6年7月1日 時点	令和7年6月2日 時点	事後	
令和7年7月1日	8. 人の手を介在させる作業人としてのミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年7月1日	8. 人手を介在させる作業人としてのミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断根拠		マイナンバー利用事務における横断的なガイドラインに従い、個人住民税の賦課関係事務では、下記の局面で特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する場合も想定され、いずれの局面においても、複数人での確認、または上長の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・関係書類に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある関係書類(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された関係書類の廃棄等	事後	
令和7年7月1日	11. もっとも優先度が高いと考える対策 もっとも優先度が高いと考える対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年7月1日	11. もっとも優先度が高いと考える対策 当該対策は十分か		十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月1日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断根拠		<p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 申請時の本人確認及び真正性確認を徹底しており、システムにおいても不正利用及び漏洩等リスク対策に備えるため、利用状況確認のためのログ管理や必要項目のみ入力できる仕様であり、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を設定している。</p> <p>また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を指導しており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、リスクへの対策は「十分である」と考える。</p>		